

広島県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年二月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町宮ノ原二丁目一五六五六番 一―地先から 江田島市江田島町宮ノ原二丁目一六一三五番 六一地先まで	七・一〇〇 九・五〇〇	六・五〇〇 二二・六〇〇	二二九・〇〇 三九〇・六〇		ダブルウェイ 解除（仮設迂 回路）